【高度専門職外国人の家事使用人（家庭事情型）】
在留資格認定証明書交付申請

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人（以下「高度専門職外国人」といいます。）に雇用される家事使用人には3つのタイプがあり、１つ目は高度専門職外国人と共に（又は後から）本邦に入国する家事使用人（特定活動告示2号の2。以下「家事使用人（入国帯同型）」といいます。）、2つ目は高度専門職外国人に13歳未満の子がいること等により家事に従事することが認められる家事使用人（特定活動告示2号。以下「家事使用人（家庭事情型）」といいます。）、そして、3つ目は投資運用業等に従事する高度専門職外国人に雇用される家事使用人（特定活動告示2号の3。）です。

家事使用人（入国帯同型）は、雇用主と共に出国されることが予定されていることが必要であり、本邦入国後の雇用主変更は認められないのに対し、家事使用人（家庭事情型）は、本邦入国後の雇用主変更が認められる一方、雇用主である高度専門職外国人の子が13歳に達したりその配偶者が日常の家事に従事することができない事情が消滅したときは、在留期間の更新を受けることができないという違いがあります。

家事使用人（入国帯同型）と家事使用人（家庭事情型）のいずれにも該当するときは、これらの違いを理解した上で、いずれかを選択してください。

○ 要件（次のいずれにも該当することが必要です。）

※　申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです（以下同じ。）。

1　雇用主である高度専門職外国人が申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。

2　申請人の入国の時点において、雇用主である高度専門職外国人の本邦入国後の世帯年収（予定）が1，000万円以上であること。

（注1）「世帯年収」とは、高度専門職外国人が受ける報酬の年額と、当該外国人の配偶者が受ける報酬の年額を合算したものをいい、配偶者以外の者の報酬などは含まれません。

3　雇用主である高度専門職外国人、申請人の入国の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること。

（注2）「13歳未満」については、申請人の入国日における年齢とします。

4　雇用主である高度専門職外国人が使用する言語により日常の会話を行うことができること。

5　月額20万円以上の報酬を受けること。

6　18歳以上であること。

○ 提出資料

※　日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

1　在留資格認定証明書交付申請書（「特定活動」の様式・「17　上記以外の在留資格・入国目的」を選択）　1通

※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しております。また、出入国在留管理庁のホームページから取得することもできます。

2　写真（縦4cm×横3cm）　1葉

※　申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※　写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

3　返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、434円分の切手（簡易書留用）を貼付したもの）1通

4　申請人の活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書　1通

5　雇用主である高度専門職外国人に係る次のいずれかの資料

（1）高度専門職外国人の在留カード又はパスポートの写し　1通

（2）当該高度専門職外国人と共に入国する場合は、当該高度専門職外国人に係る在留資格認定証明書交付申請の受理票写し又は在留資格認定証明書写し　1通

（注3）　高度専門職外国人と同時に申請する場合は不要です。

6　雇用主である高度専門職外国人の世帯年収（予定）を証する文書　1通

7　雇用主である高度専門職外国人が申請人以外に家事使用人を雇用していない旨を記載した文書　1通

8　雇用主である高度専門職外国人が日常生活において使用する言語について会話力を有することを明らかにする資料　1通

9　雇用契約書（写し）及び労働条件を理解したことを証する文書　1通

（注4）　高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度における優遇措置用の雇用契約書を使用してください。

10　高度専門職外国人が13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有することを証する文書　1通

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

○　留意事項

1　申請の際には、身分を証する文書（会社の身分証明書等）をご提示いただきます。
これは、代理人、申請取次者又は法定代理人が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。

2　在留資格認定証明書交付申請に関する手続等の案内については、出入国在留管理庁ホームページの「在留資格認定証明書交付申請」をご覧下さい。

3　提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。

4　原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。